

中小企業倒産防止共済制度の概要

1. 制度概要

中小企業倒産防止共済法(昭和52年法律第84号)に基づく共済制度で、取引先企業の倒産(※)により売掛金債権の回収が困難となり、自らも連鎖倒産等の事態に陥る事態を防止するための貸付制度。

- ※倒産とは、①破産法、民事再生法等の法的整理の申し立てを裁判所に行っていること
②手形取引に係る銀行取引停止処分
③弁護士又は認定司法書士が債権・債務処理を行う私的整理 のいずれか。

2. 制度内容

共済契約者は、予め掛金を積み立て(積立限度額320万円)、売掛金債権が回収困難となった場合に、この回収困難額と積み立てた掛金の10倍のいずれか少ない額を上限に、無利子・無担保・無保証人で共済金の貸付けを行う。

3. お申し込み先

中小企業基盤整備機構が業務委託を行っている、商工会・商工会議所、中央会、金融機関等

